

第5回甲賀市投票区域編成審議会

【議事録】

○事務局説明

審議会に入る前に傍聴の皆様にお知らせいたします。本審議会中におきましては、お静かにお願いを申し上げます。委員からの発言への同調や批判などはお控えいただきますようお願いいたします。大きな声を出すなど、審議会に影響を及ぼすと判断した場合は、退出をいただく場合がございますことをあらかじめご了承くださいと思います。

案内にも記載しておりましたが、会長から一身上の都合により委員を辞任したい旨の申し出がございました。このことを受けまして、審議会規則第3条第3項の規定により、今後、副会長に会長職務の代理をしていただきますのでご報告申し上げます。

1. 開会あいさつ（副会長）

○事務局説明

本日の資料の確認をさせていただきます。まず、答申に盛り込む内容案としての資料、甲賀市選挙管理委員会からの諮問の写しの2点となっております。本日、傍聴の方にも委員の皆様と同じ資料をお渡ししております。

副会長：それではこれから審議に入りたいと思います。

資料となっております「答申に盛り込む内容案」について事務局から説明をお願いします。

2. 答申に盛り込む内容案について

【事務局説明概要】

答申に盛り込む内容案について

- ・今まで出た意見を大きく7つの項目に分けている。
- ・今まとめているものから増えても構わない。
- ・最終的には文章としてまとめていきたい。

投票区の見直しについて

- ・選挙管理委員会からの諮問を再度お渡しさせていただいた。
- ・諮問の内容については、将来を見据えた新たな投票区の編成について本審議会に諮問されているので審議をお願いしたい。

副会長：事務局から説明があった通り、本日は答申に盛り込む内容について各項目への意

見を聞きながら審議を進めます。本日いただいた意見をもとに事務局と調整し最終答申案として形にまとめていきたいと思います。資料の1から7の順に進めてもよろしいでしょうか。皆様からの忌憚ないご意見をいただきたいです。気になる点などがあれば、挙手のほどよろしく願いいたします。

今一読していただいていると思うので、その後項目別に順を追って意見を伺います。本日の限られた2時間で答申案をまとめたいので、まず一番の見直しに伴う投票所について進めていきます。これまで皆様からいただいたご意見を記載しているので、その内容・ご意見や他にも盛り込むべき内容がありましたらお願いいたします。

委員：質問だが、諮問の最後に「将来を見据えた新たな投票区の編成について貴審議会に諮問いたします」とある。これこそが選挙管理委員長が本審議会に求められていることだと思う。その趣旨に沿った場合、今の答申案のスタイルでいいのか。「将来を見据えた新たな投票区の編成」というのは具体的に数字を挙げて諮問してほしいということか、審議会の各委員の見識を表明してほしいということかによって答申案の内容が変わるが、どういう趣旨か。

事務局：当初、投票所を37にするという資料をお示したかと思います。ただ、これまでにご審議いただいた中で、そこまで一気に数を減らすのはおかしいという意見もあったので、大きな方向性を本審議会でも示していただきたいということです。

委員：大幅に変えることが難しいので、大きな方向性を示したいという趣旨は理解した。現在併記されている内容は皆さんの意見が列記されているため、どちらとも取れるような内容が多い。慎重にという人もいればもっと進めてくれという意見もある。方向性を選挙管理委員会のほうで決めるということによいか。

事務局：これまで様々な意見がありましたが、方向性を出していただくことが本審議会の主旨と思っています。委員の皆様の中でこういう方向であると、減らすのか、現状維持か、はたまた増やすのか、というところは大きく方向性として出していきたいという思いです。

委員：今いただいている資料は意見を列記しているだけで、答申案ではないということによろしいか。

事務局：整理すると今までいろいろな項目で議論いただき、出していただいた意見を丸印で示しています。

副会長：事務局から提出いただいたものは、今までに皆さんからいただいた案を並べているという状態です。この中で、選挙管理委員会の諮問について「将来を見据えた

新たな投票区の編成について審議をお願いします」とのことで、審議会として答申案をどのように作るかを今日審議し、皆さんの方向を一つに向けたいと思います。そのようなことを踏まえたうえで、ご意見をよろしくお願ひいたします。

委員：会長が一身上の都合で委員を辞されているが、この委員会は有識者を欠いていることになる。現状に合わせて委員が知らないことを補足していただくこともあるために、会長として有識者を選出していると思う。諮問の内容について、「選挙事務の効率化・合理化と有権者の投票環境の向上を念頭に置いた投票区の編成について議論してください」ということで諮問を受けているが、選挙事務の効率化・合理化は聞き方によってはコスト削減と受け取られる一方で、有権者の投票環境向上については、コストは多いほうが投票はしやすい。コストを下げる、上げるという両方を念頭に置いた投票区の編成という課題を私たちは議論していくべきだが、有識者を欠いた状態で我々だけでこれを議論していいのか。また、議論の正当性や将来に亘る重要な内容であるため、個人の思いや考えだけで話をしていいのか。会長は議事録の中でも「投票所の在り方を変えるような新しいスタイル」という発言をされており、そのうえで決めようというのはなかなか難しいことから、有識者を欠いた状態で議論が継続できるかどうか問ひたい。

事務局：事務局のほうでも検討していますが、規則上は会長が欠けた場合は副会長が会長の職務を代理するという記載があるので、有識者が欠けてしまうのは致し方ないと考えています。

委員：副会長が引き継ぐということについて、議論が止まってしまうため、副会長が代理で行うことは理解できる。ただ、この会議の意見として、有識者の先生の意見も大事なものであったと思うので、新たに有識者の方を選任することや意見を求めることは検討できないのか。

事務局：有識者がいない審議会になりますが、附属機関の設置条例の中では委員の構成の中に有識者という明記はないため、必ず選任しなければならないということではない点をご理解いただきたいと思います。よって、今のところ事務局としては現状のまま進めたい思ひです。

委員：事務局の意見は言っていた通りと理解した。

副会長：審議会の依頼を受けて昨年10月から、会長と副会長として携わってきた中で、会長と審議会前後に打ち合わせなどさせていただくと「投票区の区割り地域性が出てくる中で、どういう形で進めていくべきかわからなくなってきた」ということもお話しされていました。確かに有識者が大切ではあるものの、今後の10年、20年先を見据えた中で投票所をどのようにしていくかは、住んでいる皆様

今後の地域事情を見据えた形で審議するのも一つの方向かと思います。有識者が審議会に必要とは明記されていないので、職務代理という形で受けさせていただきます。

委員：会長が一身上の都合で辞められたことは非常に残念である。昨年度からずっと中立の立場で意見を述べられていたが、前回の会議は民主的ではなかったように思うし、先生がプライドを傷つけられて落ち込んでおられたように感じた。建設的に会議を進めなければならず、そのためにも市・委員・地域で協力しながら良い方向に進める必要がある。

少子高齢化による人口減少で財源が入ってこなくなるにもかわらず、5町あった時の投票所がそのまま残っており、何も改革できていない。今後高齢者がさらに増えることで、莫大な費用や多くの職員が必要となる。現状、人口減少、高齢者の増加や職員の減少といった非常に難しい問題に対峙しているが、人口が少なく、土地が広大な場所、例えば北海道やアメリカはどのように選挙を実施しているのだろうか。皆が平等に選挙できるようにしているのか興味がある。

副会長：甲賀市の投票所について、皆が納得できる形にすることが、元会長への労いにもなります。しっかりと審議していきたい思いです。

委員：意見として言わせてもらおうと、有識者は投票区を再編成するとどのような変化が起こるかを示すことが仕事だと思う。どう変えるかは委員が考えることだが、変えた結果どうなるか、見通しを示すのが有識者の仕事である。他市や過去の事例を示してほしい。委員の意見を吸いあげる有識者のアドバイスは甲賀市にとって大切であり、この答申を出した結果どうなるのか、その時に有識者の知見が必要となるのかもしれない。

副会長：意見として受け取らせてもらいます。それでは、答申に盛り込む内容（案）に沿って議題を進めます。

1. 「見直しに伴う投票所」について皆さんの意見を聞きたいと思います。

委員：諮問の内容に沿って意見を言うと、今までの事務局からの説明は効率化・合理化・コスト削減などのみで、投票環境の向上については説明をもらっていないと感じている。バスやタクシー送迎はあくまで合理化の部分の話であり、どのあたりが有権者の投票環境の向上につながるのか説明を聞きたい。

事務局：現在、投票所の場所は地域の公民館などを借用して設定していますが、車いすの対応や段差の解消などに課題があり、車いすの方でも入って投票ができる環境を目指していければと考えています。また、車での来場が多く考えられ、駐車場のスペースがない公民館もあります。駐車スペースが確保できる施設を選んでいけ

れば、と考えています。さらに委員の意見にもありましたが、トイレの設備もある施設を選びたいと考えています。

委員：これまでも従来の施設で投票の実施はできていると思われるがどうか。

事務局：車いすについては狭い施設が多いため、車いすのまま入場して投票できる施設はなかなかありません。複数票投票することもあるので、記載台など間違わないように設置できるだけのスペースを確保することも、従来の施設ではできていないところがあります。

委員：そのような施設は全体の何割程度なのか。

事務局：今、明確に提示することはできませんが、第2回審議会でも現状の投票所の施設について示しています。

委員：今挙げた四つの問題に関わる施設がどの程度あるか、提示することは可能か。対象施設が少しだけなのか、ほとんどの施設が対象になってくるのかで判断は変わってくる。

事務局：手持ちの資料にはないので確認します。

委員：答申とは直接関係がないかもしれないが、車いすについての意見が出たので言わせてもらう。甲賀市内にも訪問介護を活用して生活している方がいるが、選挙時にはそのような方々はヘルパーさんが対応して投票するのか。投票所のことは考慮されているが、そもそも投票所まで行けない人が多くおられるはずなので、施設に入所していればその施設の職員が対応すると思うが、在宅介護を受けている方が取りこぼしにならないようしっかりと考えてほしい。

事務局：投票所まで行くことができない方もおられると思いますので、介護タクシーなどの移動支援も考えています。投票所まで来てもらえますと市職員もお手伝いさせていただきます。

副会長：私も一意見として言わせていただきます。投票所に限らず、様々な場所で車いすが移動しやすいようにスロープがついていますが、スロープなどの形態も様々です。古いものだと幅が狭く通りにくいところもあります。車いす対応と一概に言っても、使い勝手が良いところだけではありません。投票所の見直しをする中で、今までの投票所を完全に変えてしまうわけではなく、遠くなるけれども車いすがアクセスしやすい投票会場はこちら、目の見えない方が使いやすいのはこちら、というようにいろいろな方がアクセスしやすい投票所を作っていくことが今回

の審議会で議論すべきことかと思えます。

委員：私は水口東部コミュニティセンターで選挙時に責任者をした経験があるが、その際、車いすの方が来場された。当時、国政選挙で最高裁の裁判官選挙も行われ、三つの選挙が同時実施だった。一つだとまだ滞りなく対応できるが、三つ重なるとスタッフも大変な思いで椅子を移動させたりして対応することになり、これは何とかならないか、と当時から考えていた。昔、小学校は合同体育館だったが、今は小学校にもいい体育館があり、その体育館をなぜ使わないのかと考えると、体育館には冷暖房設備がない。ところが、体育館は災害時の避難場所になっており、厳しい季節に避難をすることになった場合、どうなるのか心配だ。このことから、小中学校の体育館に冷暖房を完備すれば投票所としても適切になると思う。コミュニティセンターなどは駐車場も狭く、すぐに満車になってしまうので、小中学校の体育館に冷暖房を完備させ、そこを投票所とするほうが事故も起きにくく、車いすなどの方も広く使えるので、小中学校の体育館がある投票区は体育館を投票所とすればよいと思っていた。

委員：事務局の案では「冷暖房完備」「十分な駐車スペース」「車いすなどのアクセス可」の条件に合う施設を選択していると説明があったと思う。それで間違いがなければ事務局の案で問題ない考える。

事務局：当初の案では小学校などの体育館になりますが、冷暖房完備されていないところはスポットクーラーなどで対応することになります。

委員：公共福祉の観点では公共施設は最初からどのような方でも使えるようにしておくべきではないのか。投票所の見直しにおいて、使いにくいから使わないという主張だとコスト削減が理由となってくる。従来の施設を使っている方々の利便性は考慮しないのか。

事務局：市の施設については車いすなどのアクセシビリティに対応していますが、区から借りている施設の中には古いところも多く、対応できていないところがあります。

副会長：自治会での修繕は難しいため、ということか。

事務局：はい。

委員：いくら区の建物であっても市が助成金を出しているはずであり、その費用負担の中に修繕費を盛り込めばよい。

副会長：過疎化している地域が市内に多くありますが、その地域の施設を建て替えるとい

うのは自治会の念頭にないのではないのでしょうか。トイレも男女共用などあると思います。各区長代表として来ていただいている委員の方々、地域から意見は上がっていますか。

委員：今の区の施設の修繕についてはあまり聞いたことがない。私の地区の施設は整っており問題がない。

聞きたいのは、削減の基準をクリアしているところはそのまま投票所として残すということと認識しているが、その下に「上記の基準を踏まえ、現在の自治振興会単位である小学校での編成を提案する」と記載されている。これはすべて小学校単位になってしまうということか。この一文がなければ、もっと数は増えると思うが、減らす基準があるのなら、これを重視してもらい、基準をクリアしているところは残し、クリアできないところは自治振興会単位で再編成する、ということにしてほしい。

副会長：本来であれば、この後見直し案について答申案をどのようにまとめていくかを審議するところですが、現時点でまだまだ意見が出ている状況なので、本日審議が終わるまで時間延長をして続けてよろしいでしょうか。

一 同：異議なし。

副会長：いろいろな意見があると思うが、答申案について項目ごとに答申案に盛り込んでいくか、いかにかを審議していきたいと思います。

委員：本審議会の答申の方向性についてだが、選挙管理委員会が当審議会に提案していることは「将来を見据えた新たな投票区の編成」なので、現状を変えてほしいという提案である。具体的に投票所に行きやすい範囲に設定することと、投票所内で利便性の向上を図ることはどちらも重要であり理想ではあるが、現実的にはどこかで妥協しないといけない。そのためには、例えば自宅から投票所までの距離が3 km以内、1投票区の有権者数が3,000人という目安は、投票所の見直しに関して現状維持か、変更かを考えるうえで重要な基準となる。基準がない中で、個人個人の思だけを話していたらいつまでたってもまとまらないので、基準を意識しながら議論を集約する必要がある。

副会長：確かに選挙管理委員会からの提案に「将来を見据えた新たな投票区の編成」との文言があるので、選挙管理委員会や市としても案のまましていくのか、否とするのか、決めていくこととなります。そして、答申を提出した後、選挙管理委員会で見直しの内容が決定されるため、この審議会で決定するというのではなく、皆さんの意見を集約することとなります。

委員：方向性を審議してほしいとこの審議会は依頼されているので、一定の方向性を決めなければ諮問された意味がなくなってしまう。

副会長：そうですね。委員のみなさんの意思、方向性を一つにしていきたいと思います。見直しについて項目ごとに盛り込んでいくか、否かを審議していきたいです。

委員：今まで議論してきたことをまとめると、極端に減らすことはできないが現状維持も難しいというところで、

- ◆大きなスーパーなど皆が集まる場所を投票所とする
- ◆タクシーやバスにより投票所までの高齢者のアクセスを可能とする
- ◆増加傾向にある期日前を充実させる
- ◆冷暖房完備で駐車場が十分にある広い場所を投票所とする

主に以上のような対応策で投票所を減らしていくことについて議論してきたと思っており、現状維持とすることを私は考えていない。模索しながらある程度変えていき、投票率が落ちないようにしていこうという方向性だったと認識しており、市も対応策を練ってくれたので、そのようなことを答申に盛り込んでいただきたい。

副会長：では、資料の「答申に盛り込む内容（案）」の1番について答申案に入れるか、省くのかを決定してよろしいでしょうか。

委員：1番については当審議会の根幹にかかわることだと思う。1番にある投票所の変更の是非があって、そのうえで2番から6番までの環境整備について決めていくことになる。1番を省いてしまうと、この審議会自体の意義がなくなるのではないか。

副会長：1番について、現在は箇条書きで書かれていますが、最終的には文章化して提出することになると思いますので、そのためにも大きく方向性をまとめていきたいです。箇条書きされているものには似通っているものもあるので、集約していければと思います。

委員：1番については両論併記である。現状維持か、再編か、そこをこの審議会が整理する必要がある。

委員：まず、おそらく皆さん変えていかないといけないだろうなという思いはある。現状維持ではなく、再編を前提に進めていいのか、確認してから次に進めないといけないのではないか。

副会長：それでは一度皆さんに現状維持か、再編かを諮りたいと思います。

委員：まだ是非を決めかねている。将来のコストの面でいえば減らすほうがいい。ただし、コストだけで諮っているのか情報をもらっておらず、判断を補強する情報が欲しいので質問を続けている。利便性についても一部の方にとっては確かに便利になるかもしれないが、ほかの方にとっては便利でなくなるかもしれない。減らした場合どうなるのか、増やした場合どうなるのか、まだ話をしてないので判断に至っていない。

委員：この問題については信楽区長会代表として来ているが、信楽のある地区では「うち捨てられた」と捉えている人もいる。ただ、そのような意見があっても進められないといけない問題だと思う。

委員：当初から申しあげているのは、現時点で投票所をどうするかというのではなく、5年、10年、15年後に投票所の数を変更した場合、有権者の平等性をどうキープしていくか、ということである。将来、甲賀市の人口動態がどうなるか、国から区ごとの人口の推計が出ている。そのようなデータを見ると、今よりも少子高齢化が進むのは明らかで、将来投票に行きにくくなることも確かである。今よりも行きやすくなることはない。そのうえで、投票所の数をどうするのか審議するのが当審議会の使命だと思う。コスト削減などもあるが、今のことではなく、未来のことを議論しているので皆さんが慎重になっているのだと思う。白か黒かと簡単に判断できるものではない。本来であれば判断材料となる資料をもっと早くもらいたかった。山内ランドデザインの検討委員会ではそのような資料をもらっていて、区の推計資料をもとに「自分の地区はこれだけ人口が減ってしまう」という危機感のもとに話ができていた。この審議会も一緒に、資料をもとに具体的に審議すべきである。

事務局：人口問題研究所のサイトで甲賀市の人口は出ていますが、学区の人口はそこになかったと記憶しています。ランドデザインで提供された資料はどのような資料ですか？

委員：大字単位のものである。四つの区がまとまっているところもある。10代、20代など年代別でも推計が出ていて細かい状況がわかるので、10年、20年先のその地域の人口動態が計り知れる。実は、この審議会ではそのようなことを加味したうえで諮問してほしいという思いがある。というのも、再編の内容が決まった時に市民の皆さんに説明できる理由が必要で、説明するためには具体的で、公正な判断ができる資料が必要になってくる。その時集まった委員の見識だけで物事が決まってしまうといけない。

事務局：人口問題研究所のデータが公表されており、その甲賀市のデータをもとに各自治会、字ごとに推計することは可能ですし、そのデータはランドデザインで活用

しているものです。人口問題研究所そのものが出した数字の推計ではなく、甲賀市の人口から算出したデータではありますが、言及されていた山内の資料を見たことがあり、字ごとに数値が出ています。甲賀市と字ごとのデータは、お時間をいただければ準備することができます。

委員：ご覧になった資料についてどのように思われているのか。

委員：激減して大変な人数になっており、集落を維持するにはどうしたらいいか、と悩むほどの少ない人数になっていた。他の区は知らないが、限界集落どころか区を維持するのも難しいような人数であった。投票所は現在一つであるが、かつては九つの区に五、六つ存在した。

委員：かつても人口が減ったから投票所も減ったということで、今後はもっと人口が減っていくことを考えると、やはり市が考えている通り、投票所の数も見直していく必要があるということではないか。加えて投票所が減った場合、アクセスしにくい方々の投票の環境整備をどのようにするかを考えるべきではないか。

委員：論点が少し違う。人口に合わせて投票所の数を見直していくという考えと、一人ひとりの投票の機会均等という面の整合性の問題である。いろいろな利便性を補助するもの、例えばタクシーなどを選挙のたびに使うのは、恒常的でないので無理が出てくるのではないかと思っており、大切なのはイレギュラーなことを通常の範囲の中で行っていくことだと思う。その判断が難しいから皆さんが悩んでおり、妥協点を見つけていけないといけない。将来後悔することになってはいけない。

委員：水口4万人、甲南2万人、希望ヶ丘では7,500人が住んでおり、希望ヶ丘だけで言えば二つの投票所しかなく、7,500人に対しては三つ欲しいと思っている。そして、区長会で話をしていると、「なくなっては困る」という意見が非常に多くある。甲南2万人単位での代表者としては、説明もしないといけないので意見も慎重になることはご理解いただきたい。また、過去からの流れを見ると投票所の数は減っているが、この点は慎重に取り扱っていかなければならないと思うのと、削減した時の対応策がどうしても腑に落ちない。期日前投票があるという意見があるが、選挙の立候補者の方に失礼に当たると思っており、選挙公報が出ていない時期に投票できるということは、立候補者の主張や考えをしっかりと見聞きし悩んだうえで投票するという本来の形から外れていると思う。そして、その点を考慮せず期日前投票を増やしていく考えは違うと思うし、この部分も慎重に取り扱っていかなければならない。

副会長：この審議は是非を決めかねることがありますが、妥協するのではなく、しっかり

と審議していかないといけません。現在の選挙を見ていると、高齢の方はまじめに選挙に行く方が多い印象ですが、一方で若い人たちがどのように投票に行くのかについて、新たな方法を確立して投票率を上げることも重要ということも念頭に置いていただきたいと思います。事務局に質問ですが、スケジュールとしては、次回年明けの審議会で答申案をまとめるということで間違いはないですか。

事務局：可能であればそのようにしたいと思っています。

委員：提案だが、投票所を減らすという視点は一旦置いて、投票するうえでの拠点間の通信なども含めて、条件としてメリット・デメリットを切り分けて挙げてほしい。投票所を削減した場合に補完するものと、投票所を維持したうえでかつ増やす場合はこうであると示してもらい、選択できるようにしないともうこれ以上の議論は厳しい。あと、答申に関する骨子のベースも列挙してもらったうえで話をする必要はある。

事務局：メリット・デメリットは整理させていただきます。答申のベースが入っていないものというのは、どのようなものでしょうか。

委員：内容が入っていないひな形を作ってもらいたい。

事務局：今回の資料の「答申に盛り込む内容（案）」のようなイメージでしょうか？

委員：実際に提出するときのテンプレートに近いもので、内容ではなくこういう書き方をめざすというものでいいと思います。実際1～7と言われているが、是非が分かれるものと文章のものとを分けたものを作ってください。

副会長：次回の資料ということですか。次回となると審議会が延長されてしまうかと思いますが、休憩中に作ることはできますか？

事務局：休憩時間中にとするのは難しいです。作成したものを皆さんに後日送るとするのはいかがでしょうか。

委員：難しいようであればテンプレートはなくしてもらって構わない。先に情報だけイエスか、ノーかで分けてもらえれば構わない。

委員：コストも削減し、投票率も上げ、利便性も高め、すべてを良くしていくのはどう考えても難しいことだが、我々区長会も4月に代わってしまい、代わるとまた違う意見が出てくるので、ある程度決めていかないといけない。

委員：投票所をすべて残して今の職員の数そのままやっていけるのか。いけないのであれば何らかの形で変えないといけない。

事務局：現状の職員の人数では無理になってきます。防災の部分を除いても、現状の職員数で賄うのは限界の状態です。委託してはどうかという意見もありましたが、頻度の少ない選挙事務をその時だけ来て対応してもらうのは不安なので、できるなら職員で対応したいと考えています。

委員：今の事務局の回らないという意見は大切で、減らさないといけないのなら最初からそう言ってほしかったし、憤りを感じる。具体的な職員数を示してほしい。

委員：現実には回っていない。保育士が朝6時から夜9時まで選挙事務をしている。そして、次の日また園児を保育しないとけないという状況まで来ている。

委員：市の合併前も今も当該投票所に近い住まいの職員が選挙事務を担当している。そのような配置の見直しをしてみてもどうか。地域によって差があるのか、甲賀市全体に均等に割り振ってもなお人が足りないのかを示してほしい。後者であれば真剣に話をしないとけない。職員数の精査をしてどれくらい足りないのか、次回示してほしい。

事務局：4回目の資料、「投票に伴う支援体制」の14～15ページに示しています。災害時の職員体制として挙げています。各投票所の票数によって事務従事者数は変わってきます。正職員が約800人いますが、それでは回っていません。実際にどれだけ足りないのかというのはもう一度計算し直す必要はあります。足りない部分は会計年度職員にも出てきてもらって補っています。土日に保育士にも出てきてもらうことが増えてきており、職員数自体も減少しています。

委員：今は開票所に職員の大半が出ているように感じるほど職員数が増えたように思う。以前は開票所にはそこまで職員はいなかったが、あの事件以来、開票所の職員数がとても多く感じる。おまけに災害が起これば庁舎に残る職員も必要になってくることから、現実的に無理な状況と個人的には思っている。事務局には本音で話してほしい。

事務局：今までは災害と選挙が重なったことはありませんでしたが、もし重なった場合はこの資料に書いた人数が必要になってくるので、開票の作業ができるか怪しいです。もし無理なら昔のように投票事務に従事した者がそのまま開票事務を続けることになるかと思えます。現在、災害対応は3交代で書いていますが、交代せずに長時間携わってもらうことにせざるを得ないのかと考えています。

委員：委員の皆さんには市民代表として出席していただいているので、小さな投票所をなくすことに責任を感じていると思う。ただ、やはり小さい投票所が全てではなく、玄関が狭いため車いすで入りにくいことから、投票用紙を玄関先まで持って行かせてもらって対応するケースもある。それでも投票所まで足を運んでもらえている場合はまだいいが、車いすなどで投票所に行くこと自体をためらっておられることもある。それならば、期日前投票を充実させることも一案である。投票日前日になると水口の期日前投票所も混雑していてスムーズに動けない状況になっているので、投票日前日や当日にいろいろなところで投票ができるようにすれば、皆が投票へ行きやすくなる。遠方までアクセスしにくい地域は送迎車などで対応し、投票所の集約化を考えていくべきなのではないか。

委員：選挙時に災害が起こりうることは全国どこでも一緒に、従来から可能性としては変わっていない。今のままでは緊急時の対応ができないという認識で間違いないか。

事務局：今までは問題なく選挙執行も避難所開設もできています。ただ、昔に比べて突発的な災害も増えてきています。そういった突発的な事象も含めて考えていきたいというのが事務局の考えです。また、昔は避難所まで開設することは少なかったのですが、今は集中豪雨など警報が出ると早期避難所開設が始まります。職員が対応すべきことが増えてきています。

副会長：職員の働き方がここ20年、30年で大きく変わってきています。先日19時に市役所に行きましたが、職員が半数以上残っており、膨大な業務があることを感じ取れました。災害の規模も大きく変容しており、それを行政がすべて担っています。今後将来を見据えたうえで投票所もどのようにしていくのかについて、今まであったものがなくなると誰もが不便に感じますが、年月とともに当たり前になっていくのではないのでしょうか。それを「行政はどうしてくれるのか」ではなく、主体的に自分たちの地域をどのように守っていくかというスタンスで議論していくべきだと思います。

委員：最初から言っているのは、激変緩和措置をしていただきたい、ということである。最初の事務局の案では承知できないし、市民の皆さんに説明がつかない。それゆえ、事務局が示した職員数や緊急時などの事情を勘案したうえで激変緩和措置を行うのであれば、市民に納得してもらえないのではないか。
民生委員の配置を見れば分かるが、人口だけで配置を決めているわけではなく、地区ごとに20件しかないところにも1人配置されていたりする。国も地域に公平に目が行き届くように様々なことを配慮して配置している。

委員：そうではないと思う。世帯数によると思う。国からの指示ではそうではないか。

委員：こちらの区は違う。なぜかは分からないが配慮がある。民生委員制度のように、投票区に関しても地域性と実務面両方を考慮したうえで判断していただきたい。

-----10分間休憩-----

副会長：それでは審議を再開します。本日、多数決をとって、現状維持なのか、減らしていくのかは決めかねると思います。意見を地域に持ち帰られた時にも困ると思いますので、まず各委員から率直なご意見を聞きたいと思います。減らすことに対する是非に加えて、その手立てについても意見を述べてください。

委員：現実的には少しでも改革すべき。ここで言う改革とはできるだけ減らしていくということであり、その代わりの手立てとしては、投票率を下げないために減らした分は市で支援していくという方策を取りながら、ある程度職員が余裕を持って対応できるようにしていくべき。

委員：区長としての立場では、現状の理由で減らすことには納得できないが、減らす理由があればしっかり示してほしい。コスト削減や人員のことなどいろいろ示されているが、災害時は避難所を投票所に使うことになることから、選挙事務及び災害対応双方が立ち行かなくなる状況が想定され、現況では一つひとつの精査が済んでいない、かつ専門的な意見がなく賛同できる状態にないと感じる。また、改革という言葉を使っているが、人によっては改革とも改悪とも受け取れるので、賛否両方の意見を答申に併記する必要があると思う。さらに、何も決まらなかったという回答が、この審議会の答えになる可能性も含めてさらに議論を深める必要がある。よって、現時点では判断がつかないというのが率直な意見である。

委員：現実的に人員などいろいろな面で無理が生じているので、いずれ見直さないといけないと思う。ただ、見直し案をそのまま遂行すべきかは疑問であり、地域によって変わってもいいのではないかと感じる。また、「現状で3kmを超える投票所は残すようにしてはどうか」、「3kmなくても残してほしい」など様々な声があり、さらに同じ3kmでも便利なところと不便なところでは差があるので、地域によっての交通の便の差も考えながら、変えるなら変えていただきたい。先ほどの意見にもあったように、見直さないという意見もあるので、併記ができるのであれば、答申案に併記してほしい。

委員：選挙は市役所の職員がいないと成り立たないことなので、今の投票所数では運営が難しいと言われるなら、減らさないといけないと示したらいいし、逆にいくつなら問題なく運営できるのかを示せばいい。ただ、問題となってくるのが過疎地域をどうするかについて、いろいろな方法を考えないといけないが、その点は事務局案をたたき台にしていっていいと思う。選挙管理委員会の職員の意見を踏ま

えてどうすればいいか考えるのがこの審議会だと思う。

委員：基本的には選挙の機会均等という面で投票所数を現状維持とするのがいいと思っているが、物理的に今のままでは選挙事務を遂行するのに無理があるというのなら、それは精神論やお金で解決できる問題ではないので、その場合は激変緩和措置を取り10年、15年先を1スパンとして投票率や選挙の動向を調査して、もう一歩見直しを進めていいのか、現状維持なのかを判断すればいい。一気に進めず、段階的に地域の状況や投票率の調査、さらには市民にアンケートを取るのも一つの方法だ。今までアンケートなど取らずに一方的に行政側の意向で投票所が整理されてきており、大事なことは市民の皆さんに納得してもらうことなので、実際不便になったのか、それとも辛抱しないといけないのか、一部の代表の声だけで決めるのではなく、無作為抽出のアンケートを実施して、地域バランスなどを考え、市民の声を聴いて決めるべきだ。大切なのは住民自治であり、金太郎飴を切るような方策ではいけない。それぞれ地域の思い・悩みを、甲賀市という大きな枠組みの中で解決していこうと合併したはずなので、この見直しについても市民の声を大事にして進めることが重要である。

委員：区長会長としての回答は、変えないほうがありがたい。個人的には選挙に携わったこともあり、事務局の立場もよくわかるので、多少の減は仕方ないのかなという思いがあるが、見直し基準に沿った見直しをしてほしい。一気に自治振興単位に減らすなどではなく、例えば5年などのスパンで一度切って現状を確認したうえで問題ないなら減らすのはどうか。長い目で見て検討していただきたい。

委員：今すぐにでも大幅に減らすべきだと思っている。私としては将来のことを考えたらそれがベストだと考えている。

委員：現状では投票所の数が多く、選挙時の職員の確保が難しいという問題がある中で、新たな投票区の見直しの中にメリットもある。例えば、現状は各々が投票所に赴く必要があるが、共通投票所の導入により、市内の別の場所に住んでいる子どもが、高齢の親を連れて一緒に投票所に行くことができる。また、移動期日前投票所については、早い段階で期日前投票をしてしまうと選挙活動ができない問題があるので、思い切って前日の期日前投票を充実したほうがいいのかもしれない。ただ、投票所にもよるが、高齢者が多い地区だと投票所が近隣でも車での送迎が多いので、送迎するのであればいくつか投票所の合併も検討していただければと思う。共通投票所により便利さを実現できる場所もあるのに、小さな投票所の維持に固執しすぎて現状維持になってしまうのは残念に思うため、前向きな検討をしていただきたい。

副 会 長：現状、職員不足で投票所の数を減らしたいという意見は大変理解できます。市民も行政に依存するのではなく、甲賀市ののどかな環境の中で、お互い様の気持ちで助け合える環境づくり、すなわち共通投票所などの環境整備による甲賀市の投票所の新しいスタイルを前向きに検討できるのではないかと感じました。今いただいた各委員の意見を、事務局側でまとめる答申案の中に盛り込むということで異議ないでしょうか。

委 員：今の意見を答申にまとめるということか。

副 会 長：これまで1年間審議してきて、現状維持・削減も決めかねる状態ではありますが、答申案として文章化していく中で、今いただいた意見は大事なものではないでしょうか。

委 員：「減らすこともやむなし、ただし反対意見もあった」になるのではないかと。

委 員：「削減について反対意見があった。ただし削減に同意した者もいた」ではないかと。

副 会 長：削減なのか、現状維持なのかを決めかねるのではないのでしょうか。

委 員：決めかねた、という答申でよいのか。

委 員：私が決めかねている理由は、決定するだけの材料が揃っていない状況で議論が尽くされていないからであり、結論を急ぎすぎている。先ほど、現時点での各委員の意見を述べるように言われたが、答申にまとめる、とは聞いていない。答申にまとめるつもりであれば、再度質問し直す必要があるのではないかと。

副 会 長：答申に盛り込むということを言及すべきでした。事務局に伺いますが、あと1回で結論を出す必要がありますか。

委 員：この委員も途中で交代する可能性もある。区長が交代すればまた議論が振り出しに戻る可能性がある。

副 会 長：委嘱状は個人名でいただいています。任期は審議が終了するまでと書かれていますので、区長交代で委員も交代とは考えていませんでしたが、年度が替わったときに委員も大勢代わっていたので疑問には思っていました。

事 務 局：令和4年度から5年度に切り替わるときに委員が一部代わっていますが、自治会長については地域の代表者として出ているので、新年度に交代いただきました。令和6年度に入れば代表の方は代わられるので、委員も交代いただく

と認識しています。また同じ説明を一部繰り返してしまうことになりますので、事務局としては今年度の3月末までに答申をいただきたいと考えています。その間にできる回数に限界はありますが、今年度中に答申をいただきたい思いに変わりはありません。

副会長：答えを急ぐものでもありません。しっかりと審議し、各委員が納得した答申を作成することが大切ですので、回数が増える可能性があります、ご了承くださいたいです。

委員：市民環境部の立場でこちらにいる。区長の皆さんには区の意見を多く聞いていただいているが、今、区に加入していない方が実は多い現状にある。そのような方は区の自治会館には投票に行きにくいという、期日前投票もスケジュールが合わずにいけないという声を聞いている。また、新しくアパートに入って来られた方などは投票所が分かりにくく、行きづらい。このように、様々な方のことを考えるのであれば共通投票所がありたく、実現したい思いがある。やはり今のままの投票所の数では市としては苦しいため、可能であればそういう状況の方もいらっしゃるといことも考慮していただければと思う。

委員：事務局に質問で、我々は区長会長という立場で来ているが、他の人の意見が聞きたい時がある。区長会全体にこの投票区域編成を議題として挙げてよいか、もしくは時期尚早なのかを確認したい。区長会で決着がつくものでもないが、多少なりとも市民の意見を聞いたうえで、この場で発言できることに意義がある。

委員：信楽の区長会で、審議会の委員をしていることと、今後の投票区についての市の意向を伝えた。信楽地域市民センターに投票区域編成について区長に伝えていかを事前に確認すると、概要を伝えるくらいならよいとのことだった。それを聞いた人の中には「私の区は捨てられた」と捉える人もいた。「決して捨てられたわけではない」とは言ったが、それ以上の説明はできなかった。

委員：私は昨年度、投票区域編成についてのことは決定してから伝えるようにと聞いていた。そのため、水口は全く共有していない。皆の意見を吸収できれば、この場でそれを踏まえて発言することもできるので、区長会での共有の可否を聞きたい。

委員：この会議自体は公表されており、審議会の資料上は職務上の秘密を漏らしてはならないとは書いてあるが、ここでいう秘密とは、傍聴者を退席させているときの話についてであると考え。投票区域編成について、区長会などで議論してはならないということではないと思う。

委員：削減予定数は去年の甲賀市議会だよりに記載されている。また、最近の市議会だ

よりで投票区域編成の質問に対して「現在答申待ちである」と事務局が回答している。

副会長：皆さんは区の代表として参集いただいているので、区の意見を集約していいのか、という質問だと認識しました。ただ、委員は委任状の中に区長の代表であるといった文言がないので、私の見解では区の意見を拾いあげ、集約し、この場で提示するのではなく、区の方角性を鑑みたうえでの個人の意見を出していただくものと認識していました。

事務局：昨年当初に「決定してから公表するように」と伝えていたというのは確認はしていましたが、議事録に事務局の説明も審議内容も載っているため、その範囲の中で区長会において共有することは問題ないと考えています。

委員：併せて甲賀市附属機関設置条例上でも特に区長会などで情報共有しても問題がないと考えるがいかがか。

副会長：区長代表として区長会場で審議会情報を伝えなければならないということはありません。また、情報を共有されても困る、というものでもありません。このような認識で間違いないでしょうか。

事務局：はい。

委員：ならば個人の判断で説明しても、しなくてもよいということか。

副会長：はい。来年度も審議が続くのであれば、現在の委員で引き続き審議を行うことが望ましいと認識しています。区長会長に来ていただいています、あくまで一市民として、続投していただくのがよいのではないのでしょうか。

委員：4月までまだ時間があり、まだ方向性が定まっていない現状のため、仕切り直して改めて有識者を招いて、新たなメンバーで4月から一からその年度内できっちり終わるということも方法の一つでないかと考える。

副会長：委員の任期は審議が終了するまでと定義されているので、一から改めて審議というのは不可能かと思えます。

事務局：事務局としては今年度中に終了させたい思いです。具体的にどのような資料を準備したら方向性を決められるのか伺いたいです。

委員：「何があれば決めてもらえるのか」と言われると、我々が事務局に説得されてい

ることになり、そういうことではない。答申を書くにあたり、確認すべき箇所を捨て置いて答申を書いたとあっては将来にわたり申し訳が立たないので、今までに出てきた確認すべき箇所を議論するための資料の提出が必要である。そして、今後議論を進めていくうえで、新たに必要な資料をその都度事務局に求める可能性があり、その資料を基に確認すべき箇所を議論する必要があると思っている。

委員：数字だけではなく、地域の状況を把握できる資料や、見直しの基準からは数字上外れるが配慮すべき地域を示す資料など、答申を出すための判断材料となる資料の提供をお願いしたい。

副会長：それでは事務局に、次回の会議の資料として、「投票区の見直しに関して、委員から出たメリット・デメリット」及び「地域別人口減少のデータ」の提供をお願いします。その資料をもとに各委員と再度議論し、最終答申案をまとめたいと思います。

委員：市は今年度中にまとめてほしいという意見だが、議論はまだまとまる目途も立っていない。来年度に延びた場合、一市民として引き続き委員を続けてほしいとあるが、昨年度は地区代表として委嘱され、昨年度末に交代している。交代した人と引き続き委員を続けている人とがおり、地区の代表と個人とが入り乱れることになり矛盾が生じるため、昨年度同様、区長の交代と同じタイミングで委員も交代すべきではないか。

副会長：確かに矛盾が生じます。委員が変更するタイミングで事務局から説明してほしいです。名簿には区長代表とありますが、構成区分は市民代表となります。甲賀市附属機関設置条例には、区長代表でなければならないとは明記されていないため、会長代理の希望としてはこのまま仮に年度をまたいだ場合、現委員に続投いただきたいです。

委員：昨年の区長会長からすると任期について整合性がなくなってしまう。できるなら、我々が努力して今年度末までに答申をまとめるべきだ。来年度、区長代表を退いた後も委員を続けていると指摘される可能性もある。よって、事務局に依頼したいのは、今年度末までに答申をまとめるためのタイムスケジュールを作成してもらい、その中でどのような議論をして集約していくかの方針を明確化し、その方針に沿って進行するのがよい。

委員：私も今の意見に賛成で、そうしないと決まらないと思う。審議会の回数を増やしてでも、今年度末までに我々委員が責任をもって議論し尽くして結論を出すべきである。

副 会 長：前回の審議会において、事務局からのタイムスケジュールの説明では1月末の審議会で決定ということでしたが、本日も結論までたどり着きませんでしたので、再度スケジュールを組み直し、年度内に答申を提出するということがよろしいでしょうか。

委 員：確認だが、答申の提出後、パブリックコメント制度で各市民が意見を述べる場があると聞いており、この審議会では審議を尽くして答申は出すが、その答申がすべてということではないと考えている。

委 員：確かにパブリックコメントはあるが、パブリックコメントは別にしてあくまでこの審議会では審議を尽くし、納得できる意見を出すべきである。

副 会 長：今後のスケジュールについて、事務局で早急に審議のタイムスケジュールの作成と日程調整をお願いします。

～日程調整～

副 会 長：それでは本日の審議会は以上で終了とさせていただきます。会長代理ということで進行を助けていただきありがとうございました。皆様、長時間ありがとうございました。

17時17分 終了